

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の計画的かつ円滑な実施の推進に関する法律案（通称：ワクチン接種円滑化法案）の概要

一 目的

この法律は、世界的にも進捗の遅れが指摘されている新型コロナウイルスワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）に関し、

1. 政府による工程表の策定
2. ワクチン接種のための筋肉内注射を実施する者の確保

について、政府が講ずべき措置について定めることにより、ワクチン接種の計画的かつ円滑な実施の推進を図ることを目的とすること。

二 ワクチン接種に関する工程表

1. 政府は、この法律の施行後速やかに、ワクチン接種に関する工程表を策定しなければならないこと。工程表の記載事項は以下のとおり。

①接種対象者別のワクチン接種の開始及び終了時期の見通し

※接種対象者とは、「医療従事者等」「高齢者」「基礎疾患を有する者」「高齢者施設等の業務従事者」「左記以外の一般の者」

②ワクチン接種の1日当たりの実施回数

③必要な医師、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。三において同じ。）

その他のワクチン接種に係る業務に従事する者の数及びその確保のための方策

④その他ワクチン接種を円滑に実施するために必要な事項

2. 政府は、地方公共団体におけるワクチン接種の実施状況を踏まえ、少なくとも1月ごとに工程表に検討を加え、変更しなければならないこと。
3. 政府は、工程表を策定・変更したときは、その内容を国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。

三 ワクチン接種のための筋肉内注射を実施する者の確保

1. 政府は、ワクチン接種のための筋肉内注射を実施する医師及び看護師等の確保のため、これらの者の処遇の改善のために必要な財政上の措置等を講ずること。
2. 1のほか、政府は、ワクチン接種のための筋肉内注射を実施する医師及び看護師等が不足する事態に備えるため、ワクチン接種に係る業務を担っている薬剤師をはじめとする医療関係の職種の者（医師及び看護師等を除く。3において「薬剤師等」という。）がワクチン接種のための筋肉内注射を実施するとした場合における必要な研修の内容についての検討、当該研修の実施のための体制の整備等を講ずること。
3. 政府は、ワクチン接種のための筋肉内注射を実施する医師及び看護師等が不足する事態の発生を認めるときは、速やかに、薬剤師等に対して2の研修を実施するとともに、当該研修を修了した薬剤師等がワクチン接種のための筋肉内注射を実施することができるようにするために必要な措置を講ずること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。